

足場の組立て等 作業主任者技能講習のお知らせ

令和 4 年度の実施計画に基づき、下記のとおり講習を実施する予定ですので、ご案内申し上げます。

中止の場合は、確定次第当組合 HP 上に掲載いたします。また、申込者へは開講日までに別途郵送で実施の有無をお知らせいたします。

記

開催日時	令和 4 年 1 1 月 1 6 日(水) 午前 9 時～午後 5 時頃 " 1 7 日(木) "	
開催場所	京都府建築工業協同組合 三階会議室	
申込締切日	令和 4 年 1 0 月 3 1 日(月) 組合本部必着	
受講料	講習料	8, 8 0 0 円
	テキスト	1, 6 8 0 円
	計	1 0, 4 8 0 円 (消費税込)

なお、テキスト代、講習料など改定の節はご了承下さい。

申込方法	「申込先」へ受講申込書※を郵送あるいは持参 ※組合 HP "講習・研修会"→"各種作業主任者技能講習（現場に必要な安全資格）"内からダウンロード可。
申込先	〒602-8139 京都市上京区葎屋町通下立売下る丸屋町 261 番地の 3 京都府建築工業協同組合
受講資格	下記の 1. から 3. のいずれかに該当される方

1. 足場の組立て、解体又は変更に関する作業に 3 年以上従事した経験を有する者
2. 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は造船に関する学科を卒業した者で、その後 2 年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有する者
3. その他厚生労働大臣が定める者(足場の組立て等作業主任者技能講習規程 第 1 条に該当される方)

■当該業務の経験 3 年(2 年)について

これまでは、年少者労働基準規則に基づき、満 18 才に達してからの期間が経験年数として認められておりましたが、平成 27 年 3 年に公布された「労働安全衛生規則の一部改正」に伴い、経験開始日によっては、「当該業務の経験年数 3 年(2 年)」に認められる期間と認められない期間ができました。その詳細は、以下の通りです。

◆経験開始が平成 27 年 7 月 1 日以前の方

- (1)平成 29 年 6 月 30 日以前に当該業務の経験年数が 3 年(2 年)以上ある場合は、すべて経験年数として認められますので、受講資格を満たします。

(2)当該業務の経験年数3年(2年)に平成29年7月1日以降を含む場合、足場特別教育修了までの期間は違法な状態で足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務を行っていたことになり、平成29年7月1日以降の期間は経験年数として認められません。平成29年6月30日以前については、経験年数として認められます。

平成29年6月30日以前の経験年数と、平成29年7月1日以降で足場特別教育修了日の翌日以降の当該業務の経験年数を通算して3年(2年)以上に達すれば、受講資格を満たします。

◆経験開始が平成27年7月2日以後の方

(3)足場特別教育修了までの期間はすべて違法な状態で足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務を行っていたことになり、その期間は経験年数として認められません。足場特別教育修了日の翌日以降の当該業務の経験年数は認められますので、その期間が3年(2年)以上に達すれば、受講資格を満たします。

追 加 書 類 下のいずれかに該当される方は追加書類が必要です。

- 受講資格2.に該当される方：卒業証明書のコピー
- 受講資格3.に該当される方：修了証等のコピー
- 足場の組立て等の「当該業務の経験3年(2年)について」(2)あるいは(3)に該当される方：「足場特別教育修了証」のコピーか「足場の組立て等特別教育受講証明書」の原紙

写 真 縦3.5cm横2.5cmを2枚

(1枚は申込書に添付、もう1枚は申込時に同封してください)

- 【注 意 事 項】**
- ・郵送にてお申込みの場合、申込者本人の身分証明証(※参照)の写しの添付が必要です。講習会当日は原本を提示していただきます。
 - ・申込書が当組合に到着した順に受付させていただきます。
3密を回避するため、定員が10名になり次第、受付を終了いたします。(京都府建築工業協同組合の組合員を優先させていただきますので、ご了承ください。)
 - ・車でのご来場はご遠慮ください。

- 【お 願 い】**
- ・講習会当日に発熱等の体調不良が確認できた場合はご参加をご遠慮願います。
 - ・講習中はマスクの着用をお願いいたします。

※身分証明証

…運転免許証、マイナンバーカード(表紙のみ)、パスポート等。

登録教習機関 京都府建築工業協同組合 足場の組立て等作業主任者技能講習
京都労働局 京第15号 登録有効期間満了日(令和6年3月30日)

〒602-8139

京都市上京区葭屋町通下立売下る丸屋町261番地の3
京都府建築工業協同組合

TEL : 075-802-1281 / FAX : 075-812-3625